

平成24年 管内における主な休業労働災害事例

土浦労働基準監督署

	発生日等	発生状況（原因含む）	対策
1	1月 建設業 30歳代男性 休業3か月	倉庫解体工事において、スレート屋根板のばらし作業中、屋根上を移動してしたところ、スレート屋根を誤って踏み抜き、高さ約3mの箇所から墜落した。	スレート葺き等の踏抜きのおそれのある屋根上で作業を行うときは、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の墜落防止措置を講じること。 （安衛則第524条）
2	2月 建設業 50歳代男性 休業3か月	緩やかな傾斜地に駐車しておいた2tダンプトラックが、サイドブレーキが不十分であったため、ひとりでの後退しはじめ、慌ててトラック後部に回り込んで止めようとしたが、後ろに駐車していたトラックの間に胸部を挟まれた。	貨物自動車の運転位置から離れる場合は、エンジンを止め、かつブレーキを確実にかけ車止めを行う等の逸走防止措置を講じること。 （安衛則第151条の11）
3	3月 梱包業 60歳代男性 休業3か月	構内において、後退してきたフォークリフトの後方を横切ったため激突された。	・運転中のフォークリフトや積荷に接触することにより、労働者に危険が生ずる箇所に、労働者を立ち入らせないこと。やむを得ず、近接作業を行う場合、誘導者を配置して、フォークリフトを誘導させること。（安衛則第151条の7） ・フォークリフトの運行経路と作業通路を明確に区分すること。
4	3月 精肉小売業 30歳代女性 休業10日	調理場内で、ハムスライサーの刃部付近を雑巾を使用してそうじしていたところ、回転している刃に接触し、右手を切った。	機械の刃部のそうじ等の作業は、機械の運転スイッチを切り、完全に運転停止を確認してから行うこと。（安衛則第108条）
5	4月 食料品製造業 40歳代女性 休業8日	お弁当製造ラインにおいて作業の準備をしていたとき、慌てていたため、床に落ちていた具材に足を取られ転倒し、腰部を強打。	整理整頓を徹底すること。
6	4月 小売業 40歳代女性 休業1か月	惣菜調理場において、小走りで材料を取りに行こうとしたとき、排水溝に躓き転倒した。	通路等の床面は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造とすること。（小売業における労働災害防止のために：厚生労働省リーフレット等参照）

	発生日等	発生状況（原因含む）	対策
7	6月 木造家屋建築工事業 60歳代男性 休業2か月	資材置場において、ユニック車に斜めに積んである長さ8mのH鋼材をワイヤロープ2本で玉掛し、荷下ろしするためクレーンを巻き上げたとき、片方のワイヤロープの締め付けが甘かったことから、鋼材が滑り出したため、慌てて荷台（高さ約1.5m）から地面に飛び降りたところ、右足を開放骨折した。	玉掛けする際には、荷が玉掛けワイヤロープから滑らないよう、確実にワイヤロープを締め付けること。また、滑り止め等を施すなどの措置を講じること。
8	6月 社会福祉施設 20歳代女性 休業2週間	要介護者をベッドから車いすに移乗させようと、中腰の姿勢で抱きかかえていたところ、腰部に激痛が走った。	腰部保護ベルトの着用、リフト等の福祉器具の利用又は複数人での介助等により腰痛予防を徹底すること。（社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～：厚生労働省HP参照）
9	7月 建設業 50歳代男性 休業1週	住宅基礎工事現場において、炎天下での作業中、気分が悪くなり、飲み物を購入するためコンビニエンスストアに向かおうとしたところ、足がつって動けなかった。（当日の外気温35.1℃）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的、かつ、ある程度短い間隔で休憩を取り、水、塩分等を摂取させること。 ・作業中の巡視を頻繁に行い、作業者の水、塩分の摂取状態を確認すること。（熱中症を防ごう！リーフレット：厚生労働省HP参照）
10	7月 建設業 50歳代男性 休業1月	排水整備工事現場においてU字溝の布設作業中、溝脇の道路を均していたところ、付近でドラグ・ショベルを操作中の運転者が左腰につけた釘袋が操作レバーに引っ掛かり、不意にバケットが動いてしまい、被災者の右足に激突した。（右腓骨・脛骨骨折）	運転中の車両系建設機械と接触するおそれの箇所に、他の労働者の立ち入りを禁止すること。（安衛則158条）
11	8月 金属製品製造業 60歳代男性 休業2ヶ月	ボール盤を使用するに当たり、ワークの芯の位置決め、回転スイッチを入れたとき、着用していた軍手が回転するドリルに触れ、巻き込まれた。左薬指を骨折。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール盤を使用する作業に当たっては、軍手等の手袋を禁止させること。（安衛則第111条） ・作業手順を作成し、これを厳守させること。 ・回転するドリルに覆いを設ける等の措置を講じること。 ・手袋禁止を明示すること。
12	10月 建設業 60歳男性 休業1月	建設現場において、電動丸ノコを用いて垂木を切断していたとき、使用していた電動丸ノコにごみが付いたため、スイッチを切りごみを取り除こうとしたが、刃が完全に停止していなかったことから、左手親指の付け根を切傷した。	丸ノコの刃が完全に停止してからごみを取り除くこと。また、停止させる際は、誤作動も考えられることから、手元スイッチだけではなく、プラグをコンセントから抜き取る等の措置を講じた上で、停止させること。